

午前 10 時 2 分開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 審査に当たっては、お手元の審査区分表に従い進めてまいります。

審査方法ですが、一問一答方式で行うことを基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、1件ずつ行いますので、よろしく願いをいたします。

執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を発言の上、漏れのないよう御答弁ください。

また、会議規則を改正いたしましたので、本会議同様に委員会においても執行部の反問権を許します。なお、反問をする場合は、これから反問したい旨を明確に委員長に発言し、委員長の許可を得てください。反問を終えたときにもその旨を明確に委員長に示してください。

委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに設定してください。その他電子機器の持ち込みは禁止されていますので、御注意ください。

○委員長 それでは、審査に入ります。まず、議案第1区分、議案第1号、専決処分について、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があればこれを許します。

○上橋 1つ聞きます。第2号議案ですが、柏市都市振興公社なくなる、衣がえしてまちづくり公社になるんですが、まちづくり公社は基金からお金を借りるようなケースは想定されないのかどうなのか、お尋ねします。

○財政課長 まちづくり公社へ移行するに当たりまして、基本的にはまちづくりのソフト事業に移行すると。そういうふうにシフトするということで聞いてございます。また、土地開発基金の目的につきましては、公共用地もしくは公共の利益になるような土地ということで、その先行取得ということが目的でございまして、まちづくり公社についてはこういった目的の用地取得について今のところ想定されないというところでございます。以上でございます。

○上橋 今結構この都市振興公社というのは事業をしていたでしょう、指定管理者になったりだとか。こういうような事業については基金から借りていなかったと思うんですけど、事業に関する資金繰りというのは、繰り入れだけでやってこれたんですか。

○石黒副市長 都市振興公社のときは、やはり金融機関からの借り入れとか自己資

金ということで対応してきました。基本的には土地開発公社をつくったときに、土地開発公社が公共用地の先行取得を担うと。都市振興公社は工業団地とか、そういうちょっと公共以外の事業を担うということになりましたので、そういう用地の取得等については行ってきております。今回のこの土地開発基金につきましては、公共用地の先行取得をするための基金でございますので、そういう面ではこの都市振興公社になったときから原則として対象になる事業はもうなかったというのが実態でございます。以上です。

○上橋 振興公社で柏中の校舎つくったことがあったでしょう。あのときのお金は、資金はどうなっていましたか。どこから。

○財政課長 振興公社は、資金調達先といたしましては民間の金融機関、これ複数の金融機関、競争入札かけまして、有利な利率で借りて資金調達したというところでございます。以上でございます。

○上橋 そうすると、もうかなり前から土地開発基金を借りるケースというのはなくなっていたわけですね。ただ、条例は改正しないで、このままずっと来ていたということですか。

○財政課長 平成5年、6年に柏警察署関係用地とか北柏の区画整理用地、これの借り入れございまして、それ以降借り入れございません。なお、平成7年中にその資金については返済しているというような状況でございます。

○上橋 けれども、結局条例改正はしないで、ほったらかしておったということですね。

○財政課長 はい。

○宮田 今の第2号議案、引き続いて。そうすると、何で今の時点でこの振興公社を削除するのかというところは上橋さんと重なるんですけども、そこんところははっきりどうなんですか。

○財政課長 今回まちづくり公社に移行するというところで、名称変わったというところで、条例上の名称とそごが出てきているというところで、ここで整理をさせていただいたというところでございます。以上です。

○宮田 名称が変わったことがきっかけなんだけれども、必要だったら名称を変えてもまた載るわけだから、もう必要がないということなんですね。だから、先ほど何か土地開発公社は公共の先行取得みたいな、そして振興公社は公共以外のって先ほどおっしゃったけど、やっぱり柏中は公共なんじゃないですか。

○財政課長 土地開発基金の貸し付けにつきましては、あくまでも用地の先行取得ということで、柏中の建設につきましてはその基金の対象外の事業ということでございます。以上でございます。

○宮田 そうしたら、ますます振興公社はこの間ほとんどこの基金を使っていないわけですよ。先ほどは北柏と、あと警察、それぐらいですよ。それで、例えば私は3月議会で土地開発公社、振興公社が土地開発公社と振興公社に境界が分けられるときにどういうメリットがあるかと聞いたときに、土地開発公社にすると、不動

産取得税と登録免許税が非課税になるという、そういうふうには財政部長が答弁されているんですけども、この振興公社でやったことも、土地開発公社がやったほうがよかったんじゃないかなと思うんですけど、それはどうなんですか。

○**財政部長** 税制面含めて、土地開発公社での取得のほうが税制面から見れば有利だと言えます、それは。

○**宮田** そうしたら、北柏の土地の先行取得、北柏の区画整理の先行取得も警察跡地も、土地開発公社がやったほうが税制面で有利になったんじゃないんですか。

○**財政部長** 北柏の区画整理用地につきましても、土地開発公社で先行取得している部分ございます。

○**宮田** でも、先ほどの説明だと、振興公社が買ったということもあるから、振興公社で買ったり、土地開発公社で買ったり、両方やっぺらっぺらるんですか。

○**財政部長** おっしゃるとおりです。振興公社は振興公社の事業計画に沿って、当然必要な土地を先行取得したということです。土地開発公社はそれにとって、その必要性から、公社として購入しております。

○**宮田** それでは、その土地の違いがあるんですか。だから、区画整理のほうは土地開発公社が有利だと言っているながら、一部振興公社は土地開発公社より有利でないですよ、その言い方からいうと、先行取得するのに。それで、どうしてその振興公社が一部でも土地を買うのか。それと、やっぱり土地開発公社と振興公社のこのメリットの差がどうも、どっちが先行取得するのに有利なのかというようなことははっきりしないんですけども、そこんところちょっと整理して説明していただけますか。

○**石黒副市長** 北柏の区画整理事業の先行取得につきましては2つございます。区画整理事業に伴いまして、駅前広場とか、それから沼沢地対策の用地とか、公共ではっきり目的が決まっているものと、それからやはり区画整理事業中に用地を手放したいという地権者の方があらわれたとき、その事業用地には公共用、最終的には公共施設とか、そういうものを使う用地ではなくて、あくまで区画整理事業を円滑にするためにやはり取得せざるを得ないという状況の中で、都市振興公社が自分の事業用地として用地を取得するということがございます。そういう面では、はっきり公共用地として限定されるものについては土地開発公社が取得すると。将来少し公共用地になるか、あるいは民間事業としてそのまま処分していくということになるか、そういう意味ではっきりしないところについては、あくまで事業用地として都市振興公社が取得したという経緯でございます。以上です。

○**宮田** この場合の、ちょっと先ほどのことでもう一回確認なんですけども、北柏の区画整理事業とその警察跡地を買ったお金というのは、基金を利用していないということ。それは、基金を利用して買ったんですか。

○**財政課長** 一応基金を活用しての事業でございます。

○**宮田** わかりました。だから、振興公社の前身がそういう開発事業をすごくやっていたわけですよ。その中には、公共のものというのは結構あったんですよ。

公共のものも、それから公共以外のものも一緒に協会ではやっていたんですよね。それを振興公社と土地開発公社に分けるとときに、土地開発公社はあくまでも公共のもの、そして振興公社は事業用地とか公共ではないというふうに分けたんですね。だけど、何かその事業用地、例えば柏中をすごくやっているんで、すごくそのときに借金なんかして、用地を買っているんで、それが公共でないというのがちょっと何かまいちわかんないんですよね。あくまでもそれは公共の事業ではないんですか。

○石黒副市長 柏中は、柏中の建てかえに当たりまして、国の補助金の確保とか、あるいは起債の活用だけだとなかなか財源確保できないという事情がございまして、そういう面で都市振興公社が建てかえして、それをそこから市が取得する方法をとったということで、公共用地をそのときには取得はしていないんですね。あくまでも建物の整備でしたので、今回この基金については、あくまで公共用地の先行取得の目的の場合に貸し付け等を行っているので、ちょっと柏中の建てかえとは、ちょっとこれとは直接関係ないというふうに、そういう考え方で進めているところです。以上です。

○宮田 でも、ほとんど基金を活用していなかったんで、早目に条例の改正をしてもよかったということと言えますよね。じゃ、この振興公社のことについてはいいんですけれども、この基金についてちょっと聞きたいんですけれども、この土地開発基金というのは、23年度の決算書に載っているんですけれども、22年度末の、ここで残高が49億円あるんですけれども、現金が5億円、22年度末。23年度決算では、途中で4億1,000万円ふえていますけれども、こういうのは基金はどこを、例えば銀行とか、どこを原資にしているんですか、この現金がふえるということは。

○財政課長 土地開発基金につきましては、大体5億ぐらいの一定の現金を準備しているという中で運用しているんですけれども、年度途中の増減につきましては、増の部分につきましては、土地開発公社は用地を処分した処分金を一旦土地開発基金のほうに戻してございます。また再度貸し付けをしていくというスキームでございます。以上でございます。

○宮田 それは、それに細かく書かれているんですけど、現金の部分なんですけれども、例えば今言ったのは、土地の部分とか貸付金とか、今ごっちゃになって説明されたと思うんですけども、現金として書かれている部分、5億円ので4億1,000万ふえているというのは、その土地開発公社が売った土地のお金でいいんですか、ここは。

○委員長 いいですか。

○宮田 いやいや、ちょっと確認です。

○財政課長 御指摘、今おっしゃられたとおり、公社の用地の処分の現金が公社に入ってきたら、それを一旦土地開発公社に返しているという状況でございます。以上でございます。

○宮田 ここでふえて、減っているんですけれども、4億円ぐらいふえているとい

うのは、この減ったというのは土地開発公社に今度は貸したということなんですか。

○財政課長 そのとおりでございます。以上です。

○宮田 じゃ、土地のことなんですけれども、土地が22年度末には3億5,000万円で、23年度中に6,800万円ふえているというのは、土地開発公社から買ったということなんですか。

○財政課長 これふえた部分につきましては、子供の遊び場整備用地としての寄附を受けたときに、取りつけ道路を、進入路を、ここを整備する必要がありましたので、その土地を土地開発基金で緊急に取得したものでございまして、24年度の補正予算で買い戻し済んでございます。以上でございます。

○宮田 そうすると、これ土地開発公社とは関係ない土地なんですか。子供の遊び場。

○財政課長 土地開発基金の土地につきましては、基本的には土地開発公社とは別の土地でございまして、公共用地の先行取得の一つの予定でございまして、土地開発基金、用地先行取得債、それから土地開発公社ということでそれぞれ使い分けてございまして、今回の基金の土地については土地開発公社とは別の土地でございませう。以上でございます。

○宮田 じゃ、貸し付けする先が土地開発公社だけにするという議案で、この基金そのものはいろいろな土地の先行取得をするということなんですか。

○財政課長 御指摘のとおりでございます。以上です。

○宮田 わかりました。今回、いつも大体50億ぐらいの基金が推移しているんですけども、今土地開発公社が持っている土地の簿価が169億円ですけども、今後はどのようにこの基金を活用していくんですか。貸し付けとかするわけですけども。

○財政課長 総額として50億ある基金でございまして、基本的には土地開発公社の利息がふえないように管理していくということと、5億程度は不意の用地取得、こういったものに備えて確保していきたいということで、こういった残高のものを大体維持していくという形で考えてございます。以上でございます。

○宮田 50億で推移しているわけですけども、基金の額は理想とするとどのぐらいが適正と考えているんですか。

○財政課長 今の状況でございますと、なかなか基金ふやすとかいうのは、なかなか難しい状況でございますので、他団体の状況等を見ましても基金の額にかなり開きございまして、どれが適正かというのはちょっと難しいところかなとは思いますが、今なかなかふやすのが難しいような状況でございますので、この額当面維持しながら活用してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○宮田 わかりました。じゃ、次に議案の第3号の3の都市再生特別措置法上のことです。それで、柏市周辺に指定されたこの都市再生緊急整備地域のこの内容でいくと、ホテルとかデパートとか銀行などの企業が備蓄倉庫を設けた場合、倉庫の面積にかかわらず固定資産税と都市計画税を3分の2にする、そういう改正ですよ。

○資産税課長 今回条例改正で提案させていただいた固定資産税の軽減の規定につ

いてですけれども、もとは都市再生緊急整備法、都市再生特別措置法という法律が去年の一部改正がございました。この改正によって、緊急整備地域、柏市でいいますと柏駅ですね。柏駅を中心として約20ヘクタールの区域、ここの中の滞在者が、万一地震等ございましたときにその場で足どめを受けてしまいますので、そういう人たちのために食料とか水の確保という趣旨で改正されたものです。今回この改正に当たりまして該当する施設というのは備蓄倉庫なんですが、備蓄倉庫であればすぐ該当するかというと、そうではございません。これは、あくまでも国とか県、あるいはこういう大規模なビルの所有者、あと鉄道の事業者、これらの人たちが協議会を設置いたします。その協議会の中でそういう避難者対策を話し合いをするとともに、そういう設備を設けることを決めていただきます。決めたその施設設備の中で、備蓄倉庫について柏市と管理協定というものを結んでいただきまして初めてそれが固定資産税の軽減の対象となります。その管理協定の締結する時期としては、ことしの4月1日から27年の3月31日の間の締結、管理協定を結んだ備蓄倉庫が対象となります。以上です。

○宮田 駅を中心に半径何メートルというと、何かすごくわかりやすいですよ。けど、今回の場合の都市再生緊急整備地域ってかなり変形していて、例えば西口の駅前にある大きなホテルが入っていなかったり、何でここだけが整備地域になっているのかなというふうに思うんですけれども、理想的に言えば、やっぱり今の備蓄の考え方で言えば、柏駅を中心に円を描いたその中の協議会って思うんですけれども、これ法律でこうなっているんでしょうけれども、柏市とするともうちょっと幅を広げたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺どうですか。

○石黒副市長 今後、都市再生の緊急整備地域を定めたときに、再開発とか、いろいろそういう計画で位置づけられた、計画があったところを位置づけたので、そういう今の形になってきているのが経緯でございます。今御質問がありましたように、本来趣旨からすると、もう少し西口の旭町のほうとか、そういうのが入ったほうが望ましいのかなと思います。これについては、緊急整備地域、この制度を活用しながら、もう少しそういう形で対応が可能ならば考えていく必要があると思います。当初の計画がそういう柏市の駅前の周辺整備の計画に沿って位置づけたということが契機でございます。以上です。

○宮田 この中の備蓄品というのは、柏市が置いて、それで柏市が維持管理するわけで、あくまでもこの場所を提供するだけなんですか。

○資産税課長 施設は、それぞれの建物の所有者の方が提供していただくんですけれども、中に備蓄する水とか食料、これは自治体、柏市で言えば柏市のほうで供給をします。そして、その備蓄倉庫自体の維持管理は管理協定という形で、柏市のほうで維持管理というんですか、そういうような流れになっております。以上です。

○宮田 帰宅困難者の場合は、柏中が前回避難場所になって、ただこういうふうに備品があればいいだけじゃなくて、やっぱり避難場所とセットでなければ、ちょっと何か、その場所と備蓄品が一緒のほうが有効だと思うんですけれども、柏市にと

って、あればいいんでしょうけど、こういう地域に備蓄品があるというメリットというのは、どういうふうに考えているんですか。

○総務部長 防災の観点からお話しいたします。実は、この間の帰宅困難者の際には、柏中、一小、そういうところが帰宅困難者の避難場所になったわけですが、本来そこは地区の人たちの避難場所でもあるということで、そうするとそういう人たちが一緒に錯綜するという部分があります。それからあと、駅周辺のところでやはり帰宅困難者というのは、駅の周辺のいろいろな施設に訪れた方、それからあと会社として勤めにこられた方、そういった方が帰宅困難者になるわけなんですけれども、駅周辺の例えばデパートですとか、それからあと企業の大きなビルの下にそういうものがあれば、非常にその全体的に言えば避難場所がそれだけふえるわけで、また帰宅困難者の人たちにとってもそういうところの施設が利用できるというのは非常にありがたいことだというふうに思っております。私どもはネットワークつくって、そういう話し合いを少しずつ今進めているところなんですけれども、こういう形で協力してくれる企業があるということは非常に心強いというふうに考えております。以上です。

○宮田 避難所、ホテルなんかはすごく、避難所にすごくいいんじゃないかと思うんで、ぜひこの緊急地域だけじゃなくて、その周辺の何かホテルとこういう提携をしてもらったほうがもっと有効かなと思うんですけれども。それで。

○委員長 答弁は。

○宮田 結構です。

○委員長 いいですか。

○宮田 はい、要望で終わります。

○委員長 じゃ、要望ということで、よろしく願いいたします。

○上橋 先ほど、また第2号議案に戻るんですけど、区画整理やっている段階で、ここも買ってくれないかなという話が出てくるということ、それは振興公社でやっていたという。こういうことは、今後もあり得ると思うんですけども、これはもう基金使わないで、そういうときはまちづくり公社が借り入れでやるということもあるわけですか。ソフト事業に専念すると言いながらも、そういうケースが出てきますが、どう対応されますか。

○石黒副市長 やはりケース・バイ・ケースで、そういう可能性はあると考えております。そのときには、やはりしっかりしたその事業の採算性がとれるのかどうか、そういうことを加味しながら公社が対応しなきゃいけないかなというふうに考えています。

○上橋 それで、資金のほうは、もう今度は借り入れせざるを得ないんですけど、それはそういうことになるわけですね、お金は。

○石黒副市長 御質問のとおりでございます。公社が自己資金であるか、あるいは金融機関から借り入れるか、そういう手法で進めることになります。

○日下 議案の第3号です。3点ありますけれども、まず(2)番目の住宅ローン

の控除の問題なんですけど、資料の中に消費税率引き上げに伴う影響を標準化する観点からと書いてあるんですけど、この消費税率引き上げに伴うというのは、今後の消費税率引き上げに伴うという意味なんですか。

○市民税課長 一応来年の26年の4月からの消費税の引き上げ、2段階ということで今予定されていますけども、一応それに伴う対応ということでございます。以上でございます。

○日下 じゃ、(1)の延滞金の問題なんですけれども、これは地方税法の改正によって柏市税条例も改正しますということなんですけど、国が国税の見直しをしたその理由は何ですか。

○次長兼収納課長 今回の延滞金の割合の見直しにつきましては、国の税制調査会におきまして、現在の非常に金利が低い状況があると。それから、納税者の方々の負担に配慮していこうと。それから、ある程度税の確実な収納を勘案した割合に設定しようと、こういった趣旨で割合が特例として示されたものでございます。以上でございます。

○日下 それで、ここに地方税も平成26年1月1日以降の期間に対応するというふうに書いてあるんですけども、この期間に対応するというのは、25年3月31日までの延滞分については従前の金額でいくということですか。

○次長兼収納課長 今回の改正は、来年1月1日に施行されると。それ以降の納期限を経過した納付に係る延滞金の割合についての加算率を見直すと。ですから、25年3月31日までの納期については、現行の割合で14.6%で加算していくと、こういう計算になります。以上でございます。

○日下 先ほどの地方税法の改正の理由を今お聞きしましたけれども、金利が下がっているとか、現状の生活実態ですね。そういうことを考えますと、本来26年1月以降の процедуруするものについては改正の割合でいくべきじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○次長兼収納課長 今回の特例基準割合として、ベースで示されている金利が、これ財務大臣が告示するわけなんですけども、金融機関の約定の平均金利、これをベースに一定の算式が示されています。この基準が前々年の10月から前年の9月までの平均的な金利で示すと。こういった期間も設定されておりますので、公布はあくまでも25年3月31日に公布されましたけども、加算される割合の特例の見直しの基準の変更は来年1月1日以降になると、こういうことが税法で規定されております。以上でございます。

○宮田 ちょっと話がずれるんですけども、12号、13号というのはないんですか。ここに、補正のところの番号。12です。ごめんなさい。12の補正の議案で。これで。

○委員長 入っていないよね。補正はなかったんじゃないかな。

○宮田 その歳出じゃなくて、歳入のところが財政課であるんじゃないですかね。どうなんですか。

○委員長 ちょっと待ってね。じゃ、事務局からもらったのだけど、その中入って

いなかったような気がしたんだけど。じゃ、これは補正の番号というのは、ここに14号しかあとないで。補正はないよね、この中には。総務にかかわる、歳入的には全部総務にかかわるけども。じゃ、これはいいんですね。（「今までも同じように」と呼ぶ者あり）今までも。そういうことだそうです。いいですか。じゃ、よろしいですか。

じゃ、ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決をいたします。

○委員長 まず、議案第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第14号、財産の取得について、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を議題といたします。

本案について質疑があればこれを許します。

○宮田 この水槽付消防ポンプ自動車は、柏市に7台あるということなんですけれども、今回大室分署、23年に手賀分署に配備されたんですけど、21年はまずどこですか。

○警防課長 21年は東部署になります。

○宮田 じゃ、ちょっとついでにそのほかの4カ所を教えてください。

○警防課長 ほかですと、富勢分署、今回の大室分署、先ほどの東部署、光ヶ丘分署、西原分署、沼南署と手賀分署になります。以上です。

○宮田 わかりました。そうすると、今回の大室分署の消防ポンプはⅠ—A型とって、お聞きしたところだと、ホイールベースというタイヤとタイヤの間が3メートルぐらいで、小回りがきくということですよ。それで、その前の23年の手賀は小回りがきくより水槽が大きいほうがいいからといって、Ⅱ型というのにしているんですよ。ちょっとその前の21年の東部というのは、またこれまたⅠ—B型とい

う、ホイールベースは長いんだけど水槽が少し小さい。そういう理由は何なんですか、ここは。そういうものを選んだというのは。

○警防課長 当時この車両につきましては4輪駆動ではなく、2駆の車両ということで、その長さに対しては判断はしておりません。以上です。

○宮田 消防ポンプといっても3つの型があるようで、その配備する場所でいろいろ、いろいろ変えているみたいなんですけれども、じゃ例えば今回大室分署にこのAVMという端末機ですよ、消防司令塔から来る。は前に大室分署で使ったものを載せるから、今回新規に買わないということなんですよね。それで、23年度の手賀は初めてだからそのAVMというのをつけた。それで、その前の21年度の東部というのも、その前に消防ポンプあったと思うんですけども、これは再利用しないで新規でつけたということでもいいんですか。

○警防課長 そのとおりです。

○宮田 そうすると、今回この、私が持っている資料だけなんですけども、21年と23年、25年、この3回、毎回買っている消防ポンプって、全部長野ポンプが落札しているんですけども、落札額が全部同じ3,980万、3回とも同じ金額で落札しているんですけど、例えばAVMって100万円ぐらいするものを再利用した場合、その分安くなるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○警防課長 委員御指摘の部分、金額が同じだという部分に対して、これは……

○消防局長 東部消防署の購入したときの時代というのは、今の指令センターの前のシステムで、我孫子と共同運用する前の部分だったということで、やはりAVMそのものを変えざるを得なかったというふうな事情がございます。

○宮田 その質問じゃなくて、今回大室は再利用するんだけど、100万円ぐらいかかるAVMをつけなくても落札額が同じというのはどうしてなのかなというふうに単純に思ったんです。

○警防課長 積載物だとか、そういったものにつきまして載せかえ、今回載せかえが多いという部分がございます。そういった関係で、金額的には安くなっている部分があったりして、たまたま同じような金額になったという部分がございます。

○委員長 じゃ、その中身、載っている中身のものが前入っていたのじゃなくて、違うものを載せたから金額的にはみんな同じになったということですか、今の説明だとね。そういうことですよ。

○警防課長 たまたま。

○委員長 たまたま一緒になったと、そういうことだそうなんですけど、宮田さん。そういうこと。

○宮田 だから、そういうのが資料からすぐ見えない。例えば今の説明聞いていても、例えば前回細かい内訳書というのが出ているわけで、今回はこの本契約がされた後に出てくるんですけども、例えばそれが事前に細かいものがわかっているならば、何が高くなって、そして何が安くなっているのか。その金額が妥当かどうかというのを消防署のほうできちっと精査しなければいけないんだけど、今の、私なんかす

ごく単純に思っているんですけども、明解な御答弁がないというのは、何か要するに会社任せにいろいろ金額が決まって、一番安いところに落札したんだからいいんじゃないかみたいな、やっぱり本当にどういう取りつける附属品なんかが必要なのか。きちんと設計する段階で把握されているのかちょっと疑問なんですけれども、例えばこの議案の資料によると、いろんな会社、長野のほかに、含めて5社の実績が載っているんですけども、今回このI-A型というのを柏は買っているんですけども、その長野ポンプから大阪の堺市というところが買っていたり、それからあと日本ドライケミカルというところは愛知県の岡崎市が買っていたり、それから畠山ポンプは静岡市で買っているみたく、他市の、名前だけは載っているんですけども、そういうところが一体こういう細かいところで幾らで買っているかとかという、そういうのは、これはそちらから出してくれた資料なんですけれども、そういうものの細かい精査みたいなものはされているんですか。

○警防課長 船橋については、長野ポンプで3,600万と聞いております。

○委員長 そういうあれだったかな。ちょっと趣旨が違うような気が。いいんですか、宮田さん。

○宮田 いえ、ここ船橋市は何型というのが書いていないんですけども、それはやっぱりI-A型で、今回買うのと同じですか。

○警防課長 同じものでございます。

○宮田 そうですか。そういった場合、いつ買ったか、船橋市がいつ購入したかちょっとわからないんですけども、そこの落札額とか、細かい備品の価格の違いなんかは比較されたり、そういう検討されているんですか。

○警防課長 他市との関係は精査しておりません。

○宮田 ですから、どうして、ずっと私は例えば入札のこの関係で、いろんな今回会社が参加していますよね。今回は、9者が参加しているんですけども、大ざっぱな内訳の金額しか出ていないから、細かいところで、比較がしようがないんですね。だから、それとかあと過去に、だから過去に買ったものと、今ちょっと比べていたりするしかないんですけども、もうそういうところもきちっと精査しなきゃいけないだろうし、そういう資料をここの委員会に出してもらわないと、この長野ポンプが妥当かどうかってやっぱり判断ができないと思うんですよね。毎回言っているんですけど。でも、そこんところが全然改まんないで、じゃここを承認してくださいと出るのは、やっぱり何か納得ができないというか、そういう思いがするんですけども、その辺は消防だけでなく、入札をやっている担当課はきょうは来ていらっしやらない……来ていらっしやるね。どうですか。

○委員長 じゃ、入札の関係でかかわっている課長いらっしやるわね。はい、じゃお願いします、答弁。

○契約課長 入札の関係につきましては、金額、総額の部分が一番安いもので決定をするという方式をとっておりますので、これにつきましては今回指名競争やっておりまして、その問題はないというふうに考えております。また、入札と精査と

いうものは別のものというふうにも考えております。以上です。

○委員長 何のもの。ちょっと今、ごめんなさい。

○契約課長 今委員さんのほうがおっしゃっていた精査するという言葉です。以上です。

○宮田 ちょっと話を2つくっつけてしまいましたので、そういうふうに答弁されるのかもしれないけども、その入札のあり方みたいな、それからあと委員会に出される資料のあり方について、副市長いかがですか。いつもこういうやりとり、私毎回毎回やっているんだけど、なかなか改善されないことについては。ちょっと、もうちょっときちっと出してほしいですね。

○石黒副市長 本当にわかりやすく審議してもらうための資料の提供とか、そういうのは大事だと思います。今後ともしっかり開示して。やはり当然担当課が予算をこういう形で、25年度予算計上して、今執行しているわけですけども、計上するに当たっては、他市の状況とかを調べて、適正な要件であるように、またその中で財政とか、そういうところもチェックしていきますので、ちょっとこれは消防を含めて、市全体として適正な価格で、予算も計上し、また契約等の執行もするような形で今後とも努めていきたいと思います。毎回御意見、御質問でいろいろ指摘していただいておりますので、できるものをしっかり改善しなきゃいけないというふうに進めていきたいと思います。今後ともちょっと、消防だけじゃなくて、ちょっと私ども含めて改善していきたいと思います。以上です。

○委員長 じゃ、いいですか。

○宮田 もう一つ。

○委員長 もう少し。はい。

○宮田 だから、本当にそれをやっていただきたいと思います。それでもう一つ、この入札に関してなんですけども、今回参加している業者が9者、でも23年、21年、前回、前々回は13者、14者ぐらいが参加しているんですけど、何で今回はこの9者とちょっと減っているんでしょうか。

○契約課長 者数につきましては、選定基準があるといったところもあるんですが、実はこれら消防車両というのは特殊車両という形になります。よって、今現在の登録の者数、そしてまた実績のあるところ、特に今回のポンプ自動車についてもそれらを全て調査した結果、現段階においては9者の登録、最大限の者数を満たしているというふうに考えております。以上です。

○宮田 じゃ、あとちょっと二、三聞きたいんですけど、これはやっぱり最低制限というのは公表して入札をしたんでしょうか。

○契約課長 これにつきましては、最低制限価格の設定はありません。以上です。

○宮田 そうですか。今までもなかったですか。

○契約課長 今までもありませんでした。

○宮田 わかりました。じゃ、以上でいいです。

○委員長 この消防に関しては、本当に毎回宮田さんのほうから、皆さんもそうだ

けど、やっぱり議論するのに、今船橋の例も出たけれども、じゃ他市はどうだったんだとか、さっきお話しあったように、前についていたものがつかなくても、いろんな附属品がついて、同じ価格にたまたまなったという、先ほど説明もあるんですけど、じゃその附属つけたそういう品物というのは、どうしても必要なものだったのかね。そのことが、必要じゃないものつけて同じ価格にするというのは、ちょっとまた、これもまた違うんで、本当にこれ専門的な分野なんで、私たちも提供された資料でしか判断できないと思うんですね。これからも消防署のその車両なりいろんなことはあると思いますので、できるだけ細かく精査できるように委員会のほうには出してください。この委員会もまた9月以降かわりますけれども、総務委員会というのはそのままありますので、人がかわっても、ぜひそういう資料は継続をして、皆さんのほうで提供していただくことによって私たちもしっかりした議論できますので、それは今回委員長としてお願いをしておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○永野 今回の代替理由というのは、一応確認だけですけども、またディーゼル規制でなんですか。

○警防課長 今回更新する車両、現在使用している非常用の消防車がやはりディーゼル規制を理由に、10月で乗れなくなると、そういったことからでございます。

○永野 今回の車もディーゼルじゃないですか。この車というのは、購入する車ね、現時点では何年乗れるということになっているんですか。

○警防課准専門監 現有車の大室分署の車両はディーゼル車ですけども、適合車となりますので、何年まで乗れるという規制はありません。現有車が非常用車両に移行しますので、現在の非常用車両が今年度の10月までNO_x規制があるということです。以上です。

○永野 今後、例えば近年というか、そのディーゼル規制で変えなきゃいけないという車って大体どれぐらいまだあるんですか。まだあるというか。

○警防課長 今年度4台、あとは32年度にもう一台。32年度ですね。32年度に1台。

○委員長 これからということ。今、今後ということの……

○警防課長 1台です。

○委員長 今後はどれくらいあるかということの中身で（「あくまで来年とか再来年とか」と呼ぶ者あり）要するに今後だから、22年度か23年度というのはもう終わっているでしょう。今25年度だから。今後どれくらいありますかということの問いだと。

○警防課長 今年度4台で、その後1台。今年度含めて5台ということですよ。

○永野 わかりました。現有車は、これ毎回聞いているかと思うんですけども、要は下取りというか、それはどちらに出すのか。どちらというか、その入札みたいな感じなのでやっているんですか、それは。

○警防課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかの方、ございませんか。——ほかに質疑がなければ終結をいたしま

す。

これより採決をいたします。

○委員長 議案第14号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定しました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開会日程についていかがでしょうか。

〔協議〕

○委員長 では、閉会中の委員会の開催については、正副委員長に一任願います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃ、何かありましたら、そのときはまた開催の通知をさせていただきます。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中に審査及び調査案件の調査のために委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対して委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の総務委員会は閉会いたします。

午前 11 時 1 分閉会